医療薬務課

社会医療法人の認定までの手続きの流れ

■　へき地医療

へき地医療事業により認定を受けるには、概ね、次の事業を行う必要があります。

１　へき地診療所（北海道医療計画に掲載されている診療所に限る。）への医師派遣（年間５３人日以上）
２　へき地における巡回診療（年間５３人日以上）
３　へき地診療所の運営（指定管理者で管理する場合を含む。）（年間２０９日以上）

１　へき地診療所へ医師派遣を行う場合

（１）在籍出向による医師派遣

出向契約等の整備

※医療法人とへき地診療所開設者との出向契約、派遣医師本人とへき地診療所との雇用契約、就業規則及び出向医師の勤務状況を整備
・本人の承諾
・出向先と出向元の双方の責任関係の明確化
・勤務状況の証明

↓

へき地診療所へ医師派遣開始

（２）特定労働者派遣事業による医師派遣

定款変更認可申請

※変更内容は、「特定労働者派遣事業」の追加
※北海道労働局へ提出した「特定労働者派遣事業届出書」の写しを添付

↓

特定労働者派遣事業の届出

※届出先は、北海道労働局職業安定部（011-709-2311（代））
※副本が交付されるまで、概ね２週間

↓

へき地診療所へ医師派遣開始

※労働者派遣事業として医師派遣を行う場合、派遣先のへき地診療所は、原則として３年を超えて医師派遣を受けることはできません。

２　へき地における巡回診療を行う場合

社会医療法人認定申請の際に「巡回診療の実施計画書」の添付のみで、事前の手続きは要しません。

※ここでいう「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９ 号）に基づく地区であって、過疎地域自立促進特別措置法等に規定する市町村ではないので要注意。

※特定健診や労働安全衛生規則に基づく健康診断は実績として認められないこと。

３　へき地診療所を運営する場合

（例：指定管理者で管理する場合）

定款変更認可申請

※変更内容は、指定管理者によりへき地診療所を管理する旨を追加

↓

へき地診療所における診療開始

（例：自らへき地診療所を運営する場合）

定款変更認可申請

※変更内容は、開設する診療所の追加

↓

へき地診療所における診療開始

⇩

へき地医療事業を行うための構造設備・体制・実績の基準を満たしていること。

⇩

（社会医療法人認定）

「社会医療法人認定申請」及び「定款変更認可申請」

※定款変更により持分の放棄等を行う。

↓

書類審査・実地検査

↓

北海道医療審議会（諮問・答申）

※２月・８月開催。ただし、年度により変更される場合もあるので注意。

↓

認　定

※スケジュール等については、当課のホームページ「北海道医療審議会医療法人部会（医療法人設立認可）スケジュール」を参照してください。

■　へき地医療以外の救急医療等確保事業

該当事業を行うための構造設備・体制・実績の基準を満たしていること。

⇩

（社会医療法人認定）

「社会医療法人認定申請」及び「定款変更認可申請」
※定款変更により持分の放棄等を行う。

↓

書類審査・実地検査

↓

北海道医療審議会（諮問・答申）
※２月・８月開催。ただし、年度により変更される場合もあるので注意。

↓

認　定

※スケジュール等については、当課のホームページ「北海道医療審議会医療法人部会（医療法人設立認可）スケジュール」を参照してください。

■　社会医療法人認定関係書類一覧（医療法関係）

申　請　書　類　一　覧		備考
■	社会医療法人認定申請書	
□	別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	
□	添付書類　（構造設備及び体制）	
□	添付書類１－１　救急医療（時間外等加算割合）	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付
□	添付書類１－２　救急医療（夜間等救急自動車等搬送件数）	
□	添付書類１－３　精神科救急医療	
□	添付書類２　災害医療	
□	添付書類３－１　へき地医療（医師延べ派遣日数）	
□	添付書類３－２　へき地医療（巡回診療延べ診療日数）	
□	添付書類３－３　へき地医療（へき地診療所診療日数）	
□	添付書類４　周産期医療	
□	添付書類５　小児救急医療	
□	添付書類６　公的な運営要件該当証明（運営）	
□	書類付表１　（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	
□	書類付表２　（経理等に関する明細表）	
□	書類付表３　（保有する資産の明細表）	
□	添付書類７　公的な運営要件該当証明（事業）	
■	定款（寄附行為）変更認可申請書	
□	添付書類　新旧条文対照表、社員総会議事録、定款等	

注）(1)様式については、「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日付け医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知）及び当課ホームページを参照のこと。
(2)他法令の様式については、当該法令を所管する行政機関に照会されたいこと。